

電源開発株式会社
「南愛媛第二風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成26年5月30日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「南愛媛第二風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：愛媛県宇和島市及び愛南町
- ・原動力の種類：風力
- ・出力：25,400kW(9～13基程度)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年 3月 4日
環境大臣意見受理	平成26年 4月18日

問合せ先：電力安全課 磯部、日野
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

電源開発株式会社
「南愛媛第二風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書」
に対する意見について

1. 騒音の影響

本事業の事業実施想定区域周辺には、住居地域が存在しており、また、他事業者による複数の風力発電所が建設中又は環境影響評価手続中であることから、工事中及び供用時の騒音に係る複合的な環境影響が懸念される。

このため、本事業の風力発電設備及び取付道路等の付帯施設（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は規模、あるいは、事業区域の絞り込み（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、住居地域への影響を回避、低減するよう配慮すること。

2. 鳥類に対する影響

本事業の事業実施想定区域及びその周辺は、既存文献において、1日あたり最大で1,000羽以上のサシバの渡りが確認されているなど、鳥類の渡りの経路となっていることが確認されている。一方、本事業の事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が建設中又は環境影響評価手続中であることから、複合的な環境影響が懸念される。

このため、鳥類に対しての重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査・予測を行い、その結果に対する専門家等からの意見を聴取した上で、鳥類に対しての重大な環境影響の有無を評価し、反映すること。その際には、近傍の他事業者による建設中又は環境影響評価手続中の風力発電所のうち本事業との複合的な環境影響が想定されるものについて、本事業との複合的な環境影響の予測及び評価を行い、評価の結果、重大な影響が認められる場合には、本事業の風力発電設備等の配置等を含めて再検討すること。

3. 水生生物に対する影響

工事の実施による溪流等への土砂や濁水の流出に伴い、水生生物への影響が懸念されることから、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、可能な限り土工量を抑制し、かつ、流出等を回避するよう配慮すること。

4. 植物に対する影響

本事業の事業実施想定区域の稜線沿いにおいて、アカガシを主体とした照葉樹林が現存している。

このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、照葉樹林が事業の実施により改変を受け縮小することのないよう、事業実施想定区域における植生の状況について、情報を収集し、照葉樹林の改変を最小限とするよう配慮すること。

5. 生態系に対する影響

一般的に尾根筋において森林部を伐開し風力発電設備等を設置すると、新たに生じた林縁部分が、乾燥や強風等による影響を受けやすいことから、当該箇所より森林の劣化が生じるおそれがある。

このため、無立木地や既存道路を活用するなどにより、新たな尾根部の森林の伐開を避け、新たに生じる林縁部分が最小限となるよう、本事業の風力発電設備等の配置等を検討すること。